

富山県新湊マリーナ施設管理運営規程

第1節 目的	2
第1条 (目的)	2
第2節 マリーナ施設の使用	2
第2条 (特定マリーナ施設の使用の許可)	2
第3条 (マリーナ施設の利用の制限)	2
第4条 (許可の条件)	2
第5条 (許可の取消し等)	2
第6条 (住所又は氏名の変更等の届出)	3
第7条 (利用料金)	3
第8条 (利用料金の減免)	3
第9条 (利用料金の返還)	3
第9条 の2 (給油券)	3
第3節 保守・管理等	3
第10条 (施設利用艇の保守管理)	3
第11条 (備品設備)	3
第12条 (修理)	4
第13条 (施設利用艇の一時搬出)	4
第14条 (予備鍵の保管)	4
第4節 使用・航行等	4
第15条 (施設利用艇の操船)	4
第16条 (上下架)	4
第17条 (出帰艇・航行等)	4
第18条 (事故報告)	5
第19条 (漁業従事者との紛争)	5
第20条 (給電・給水設備の利用)	5
第5節 一般事項	5
第21条 (休館日及び開館時間)	5
第22条 (カードの利用)	5
第23条 (マリーナ施設での遵守事項)	5
第24条 (利用の制限)	6
第25条 (燃料)	6
第26条 (損害賠償)	6
第27条 (規程の改廃)	6
第28条 (規程等の遵守)	6
第29条 (規程違反に対する措置)	6

第1節 目的

第1条 (目的)

- 1 この規程は、富山県新湊マリーナ施設（以下「マリーナ施設」という。）の管理運営に関する事項を定め、もってマリーナ施設の円滑な管理・運営と、マリーナ施設を利用する船舶（以下「施設利用艇」という。）の管理・使用・航行等により発生する事故を防止し、マリーナ施設を利用する者（以下「施設利用者」という。）の安全と利便を図ることを目的とします。

第2節 マリーナ施設の使用

第2条 (特定マリーナ施設の使用の許可)

- 1 別表第1に掲げるマリーナ施設（以下「特定マリーナ施設」という。）を使用しようとする者は、公益財団法人伏木富山港・海王丸財団会長（以下「会長」という。）の許可を受けなければなりません。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とします。
- 2 前項の許可の有効期間は1年以内とし、許可の有効期間が満了した場合において、これを更新しようとするときも、また同様とします。この場合においては、当該有効期間が満了する日の10日前までに前項に定める許可の申請を会長にしなければなりません。
- 3 第1項に定める使用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可申請書を会長に提出するものとします。
 - (1) 富山県新湊マリーナ使用許可申請書（様式第1号）
 - (2) 給油施設使用許可申請書（様式第2号）
 - (3) 富山県新湊マリーナ（会議室）使用許可申請書（様式第3号）
 - (4) 富山県新湊マリーナ（付属施設）使用許可申請書（様式第3号の2）
- 4 前項第1号の許可申請書には、船舶検査証書一式の写し、使用者の住所を証する書類及び船舶の写真を添付するものとします。この場合において、使用者と所有者が異なるときは、所有者の住所を証する書類を併せて添付するものとします。
- 5 会長は、第2項の規定による更新の許可を受けないで許可の有効期間満了後も特定マリーナ施設を使用している者があるときは、その者に対し、当該使用に係る利用料金相当額を不当利得として返還請求することができるものとします。

第3条 (マリーナ施設の利用の制限)

- 1 会長は、マリーナ施設について前条第1項の規定による許可の申請があった場合で、当該申請が次の各号のいずれかに該当し、マリーナ施設の管理上支障が生ずると認めるときは、これを許可しないものとします。
 - (1) マリーナ施設における秩序を乱すおそれがあるとき。
 - (2) マリーナ施設又はその附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- 2 会長は、マリーナ施設の損壊その他の理由によりマリーナ施設の利用が危険であると認める場合は、区域を定めて利用を禁止し、又は制限することができます。

第4条 (許可の条件)

- 1 会長は、第2条第1項の許可にマリーナ施設の管理上必要な条件を付すことができます。

第5条 (許可の取消し等)

- 1 会長は、第2条第1項の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又はその使用を制限することができます。
 - (1) この規程若しくは富山県港湾管理条例の規定又は許可に付した条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
 - (3) 正当な理由によらないで利用料金の納付を怠ったとき。
 - (4) その他マリーナ施設の管理上特に支障があると認められるとき。

第6条 (住所又は氏名の変更等の届出)

- 1 第2条第1項の規定による許可を受けた者が、その住所若しくは氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名。以下この項において同じ。）を変更したとき、又は施設利用艇の所有者の住所若しくは氏名に変更があったときは、2週間以内に会長に住所氏名変更届出書（様式第4号）を提出しなければなりません。
- 2 前項の規定による届出書を提出しようとする者は、当該届出書に住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書。施設利用艇の所有者の変更にあっては船舶検査証書一式）などその変更を証する書類を添付して会長に提出するものとします。
- 3 第2条第1項の規定による許可を受けた者が、許可の期間満了前の使用を廃止したときは、直ちに会長に使用廃止届出書（様式第5号）を提出しなければなりません。

第7条 (利用料金)

- 1 施設利用者は、会長に利用料金を前納しなければなりません。ただし、会長が特別の理由があると認める場合は、この限りではありません。
- 2 利用料金は、別表第2に掲げるとおりとします。

第8条 (利用料金の減免)

- 1 会長は、別に減免基準を定めた場合は、その基準により利用料金の減免をすることができます。

第9条 (利用料金の返還)

- 1 既に納付された利用料金は、返還しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を返還することができます。
 - (1) 施設利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかったとき。
 - (2) その他会長が特別の理由があると認めるとき。

第9条 の2 (給油券)

- 1 新規の施設利用者（新規の施設利用者とは、10年間継続して施設利用者でなかった者で第2条第1項の許可を受けた者（給油施設及び会議室の使用許可を除く。）をいう。以下同じ。）が、施設利用者による紹介だった場合、当該施設利用者に対して、新規の施設利用者1人の紹介につき、1,000円の給油券（様式第7号）を10枚進呈します。なお、この給油券の有効期限は発行日より1年とします。
- 2 マリーナ担当者は、給油券発行管理一覧表（様式第8号）により、その管理を行うものとします。
- 3 新湊マリーナ給油施設で使用された給油券での給油料金は、公益財団法人伏木富山港・海王丸財団が負担します。

第3節 保守・管理等

第10条 (施設利用艇の保守管理)

- 1 施設利用艇の盗難、毀損等については、公益財団法人伏木富山港・海王丸財団（以下「財団」という。）はその責めを負いません。各自の責任において注意し、次の事項は必ず励行してください。
 - (1) 貴重品などは艇内に置かず、持ち帰る等盗難防止に努めてください。
 - (2) 暴風雨その他の災害の発生が予想されるときは、速やかに艇の保管場所の状況等を点検し、自艇の安全を図りつつ、他の艇に影響を及ぼさないよう十分な措置を講じてください。
- 2 財団は、マリーナの管理上必要があると認めたときは、施設利用艇の移動・ロープの交換、内部の点検等の作業を行うことがあるものとし、財団がこれらの作業を行ったときは、施設利用者に対し、それに要した費用を請求します。
- 3 施設利用者は、財団の事前の承諾を得ることなく、施設利用艇の保守管理のために第三者をマリーナ施設に立ち入らせることはできません。

第11条 (備品設備)

- 1 施設利用者は、施設利用艇に必ず法令の定める安全備品等を備えなければなりません。
- 2 艇置場又は修理ヤードを使用する施設利用者は、艇台を用意しなければなりません。

- 3 施設利用者は、施設利用艇に備え付ける備品、用品等に船名をいれなければなりません。
- 4 施設利用者は、施設利用艇にマリナーへ連絡できる通信設備として携帯電話を確保しなければなりません。
- 5 施設利用者は、施設利用艇にマリナーへ連絡できる通信設備（携帯電話又は国際 VHF をいう。）を備え付けなければなりません。

第 12 条（修理）

- 1 マリナーで施設利用艇の修理を行うときは、事前に財団に届けたうえで、財団の指示に従わなければなりません。
- 2 施設利用者及び修理業者は、その責任において修理後の後片づけを行わなければなりません。

第 13 条（施設利用艇の一時搬出）

- 1 施設利用者は、保管場所使用期間中、航行以外の目的で施設利用艇を一時的にマリナーから搬出するときは、財団に届け出なければなりません。

第 14 条（予備鍵の保管）

- 1 財団は、施設利用者からの依頼により施設利用艇の予備鍵の保管を財団で行うことができることとします。この場合は、施設利用者の承諾なしに当該施設利用艇の予備鍵の貸し出しを一切行わないものとします。

第 4 節 使用・航行等

第 15 条（施設利用艇の操船）

- 1 施設利用者以外の者は、施設利用艇を操船できません。ただし、事前に施設利用者が財団に対し、施設利用者以外の者に施設利用艇を操船させることを書面で通知し、財団がこれを承諾したときは、この限りではありません。
- 2 施設利用者は、前項の規定により財団が操船を承諾した利用者が、当該施設利用艇の操船または使用により生じさせた事故の責任を、当該利用者と連帯して負担するものとします。

第 16 条（上下架）

- 1 施設利用艇の上下架に際しては、財団の指定する順番に従うとともに、艇の損傷防止及び安全確保のための必要な処理を行ってください。
- 2 上下架施設を利用しようとする施設利用者は、原則として前日までに上下架の予約をしてください。
- 3 施設利用艇を上下架する場合は、上下架施設利用券を事前に係員に渡してください。
- 4 営業時間以外の上下架は、原則として行いません。
- 5 気象、海象条件及び緊急時等やむを得ない事由により上下架作業を中止又は上下架作業時間の変更をすることがあります。

第 17 条（出艇艇・航行等）

- 1 施設利用者は、マリナーから施設利用艇を出艇させようとするときは、あらかじめ出艇届（様式第 6 号）を会長に提出しなければなりません。
- 2 施設利用者は、マリナーから施設利用艇を出艇させるときは、財団の指定する航路を航行しなければなりません。
- 3 施設利用者は、マリナーから施設利用艇を出艇させた後、航行中に天候の急変その他の事由によりマリナーへの帰艇が不可能となったとき、または帰艇予定時刻遅延の可能性が生じたときは、必ずその旨を財団まで連絡しなければなりません。
- 4 財団は、帰艇予定時刻を著しく経過したにもかかわらず、前項の連絡がないときは、海上保安部及び警察署等の救助機関に通報し、捜索を要請することができます。
- 5 施設利用者は、施設利用艇をマリナーに帰艇させたときは、速やかに、財団にその旨を報告しなければなりません。
- 6 施設利用者は、施設利用艇を出艇させるときは、海技免状、船舶検査証明書、船舶検査手帳を携帯しなければなりません。

- 7 航行の安全のため、港則法等関係法令を遵守し、周辺海域の気象・海象情報等を把握し、船長の責任において航行しなければなりません。
- 8 財団は、施設利用者に対し、荒天時（台風・強風・波浪等）の出艇を中止させることがあります。

第18条（事故報告）

- 1 施設利用者は、施設利用艇を操船中に第三者（第三者には、同乗者を含みます。）を死傷させたときは、直ちに救助活動を行うとともに、管轄海上保安部及び消防署又は警察署その他必要な機関及び財団に対し、通報しなければなりません。
- 2 施設利用者は、施設利用艇を操船中に第三者の物を損壊した場合は、直ちに適切な処置を講ずるとともに、被害者、漁業被害にあつては、被害者の所属する漁業協同組合、管轄海上保安部及び財団に対し、当該事故について講じた措置を報告しなければなりません。

第19条（漁業従事者との紛争）

- 1 漁業従事者との紛争が生じたときは、施設利用者は財団に対し、速やかに紛争の内容、発生場所、発生時刻、相手方の名称その他の事項を報告しなければなりません。

第20条（給電・給水設備の利用）

- 1 施設利用者は、給電・給水設備を随時利用することができます。
- 2 前項の場合においても、付帯している設備等の利用に支障をきたすような場合は、財団はその利用を制限することがあります。
- 3 施設利用者は、節電・節水に努めてください。

第5節 一般事項

第21条（休館日及び開館時間）

- 1 新湊マリーナ管理棟の休館日及び開館時間は、次のとおりとします。

(1) 休館日

- ア 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日以外の日）
- イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 開館時間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、4月1日から9月30日までの土曜日、日曜日は、午前8時30分から午後5時30分までとします。

第22条（カードの利用）

- 1 財団は、施設利用者に対しカードを発行します。施設利用者以外の者は、そのカードを利用できません。
- 2 カードを保有する施設利用者は、そのカードによりマリーナの営業時間以外にマリーナへ出入りすることができます。
- 3 施設利用者は、許可期間終了後は、直ちに財団にカードを返却しなければなりません。
- 4 紛失・盗難等によりカードを失い再発行を受ける場合は、財団へ再発行の申請を行い、所定の発行手数料を支払わなければなりません。

第23条（マリーナ施設での遵守事項）

- 1 マリーナ施設を利用するに当たっては、次の事項を遵守してください。
 - (1) オーナーズハウス又はシャワー室を利用する場合は、財団に申し出て、利用してください。
 - (2) マリーナ施設での所定の場所（灰皿の設置場所）以外での喫煙は禁止します。
 - (3) マリーナ施設への火気の持ち込みは禁止します。
 - (4) 指定場所以外への車両、艇等の乗り入れは禁止します。ただし、財団が事前に承認した場合は、この限りではありません。
 - (5) マリーナ施設での釣り行為や遊泳行為等は禁止します。

- (6) マリーナ施設において他の者を有償で乗船させること、施設利用艇の賃貸、遊漁船業その他の営業行為及びこれらに準ずる行為は、禁止します。ただし、富山県知事が事前に許可をした場合又は会長が事前に承諾している場合は、この限りではありません。
- (7) ゴミは、財団の指示に従って、可燃物・びん・カンに分別し、所定の場所に置いてください。
- (8) 産業廃棄物扱いのゴミ（バッテリー、オイル、塗料、大型廃品等）は持ち帰りのうえ処分してください。（マリーナへの投棄は禁止します。）
- (9) マリーナ施設での他者に迷惑のかかる行為は禁止します。
- (10) マリーナ施設の管理上必要な財団職員からの指示に、施設利用者は従ってください。

第24条（利用の制限）

- 1 財団が主催又は後援する行事等を実施するため、施設利用者に対し、マリーナ施設の利用を制限することがあります。
- 2 財団は、マリーナの保守管理や工事等を実施するため、施設利用者に対し、マリーナ施設の利用を制限することがあります。

第25条（燃料）

- 1 施設利用者は、火災、海洋汚染の発生防止等の観点から、ガソリン、軽油、灯油、重油等の燃料をマリーナ施設に搬入することはできません。ただし、財団が事前に承認した場合は、この限りではありません。

第26条（損害賠償）

- 1 財団は、マリーナ施設を損壊した者に対し、原状回復を請求しなお損害があるときは、その賠償を請求するものとします。
- 2 前項の損壊した者が施設利用者の同行者の行為であるときは、施設利用者は、それら同行者と連帯して、損害賠償の責めを負っていただきます。

第27条（規程の改廃）

- 1 この規程は、財団の必要に応じて、改正することがあります。

第28条（規程等の遵守）

- 1 施設利用者は、本規程及び港則法、海上衝突予防法並びに海上交通安全法等の海事関係法令を遵守しなければなりません。

第29条（規程違反に対する措置）

- 1 施設利用者がこの規程又は海事関係法令の規定のいずれかに違反したときは、財団は、速やかに、規程違反是正の催告その他適切な措置をとるものとします。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行します。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行します。

附 則 この規程は、平成22年7月1日から施行します。

附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年7月14日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年5月17日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

港名	地区名	名称
伏木富山港	新湊	新湊マリーナ浮桟橋、新湊マリーナ給油施設、新湊マリーナ艇庫、新湊マリーナ艇置場、新湊マリーナ管理棟

別表第2 (第7条関係)

利用料金

種別	単位		金額	
1 管理棟会議室	午前9時から午後5時まで		1,840円	
	午前9時から正午まで		800円	
	午後1時から午後5時まで		1,060円	
	超過時間1時間		300円	
2 艇庫 (ディンギーヨットに限る。)	日額	1艇につき	90円	
	月額	1艇につき	2,460円	
3 桟橋	長さ5m未満の船舶	月額	1艇につき 12,630円	
	長さ5m以上6m未満の船舶	月額	1艇につき 15,400円	
	長さ6m以上7m未満の船舶	月額	1艇につき 18,230円	
	長さ7m以上8m未満の船舶	月額	1艇につき 19,750円	
	長さ8m以上の船舶	月額	1艇につき 21,270円	
	10m桟橋	月額	1艇につき 26,730円	
	12m桟橋	月額	1艇につき 34,750円	
4 艇置場	ディンギーヨット		日額	1艇につき 90円
			月額	1艇につき 2,460円
	ディンギーヨット以外の船舶	長さ5m未満	月額	1艇につき 9,170円
		長さ5m以上6m未満	月額	1艇につき 11,320円
		長さ6m以上7m未満	月額	1艇につき 13,570円
		長さ7m以上8m未満	月額	1艇につき 15,930円
		長さ8m以上9m未満	月額	1艇につき 17,720円
		長さ9m以上10m未満	月額	1艇につき 18,990円
		長さ10m以上11m未満	月額	1艇につき 20,250円
		長さ11m以上12m未満	月額	1艇につき 21,510円
		長さ12m以上13m未満	月額	1艇につき 27,970円
		長さ13m以上14m未満	月額	1艇につき 29,230円
		長さ14m以上15m未満	月額	1艇につき 30,500円
		長さ15m以上16m未満	月額	1艇につき 45,740円
長さ16m以上17m未満		月額	1艇につき 47,010円	
長さ17m以上18m未満	月額	1艇につき 48,270円		
長さ18m以上	月額	1艇につき 62,750円		
5 給油施設	月額		62,850円	
6 上下架施設	長さ13m未満	上下架一回につき (一往復)	3,450円	
	長さ13m以上14m未満		8,640円	
	長さ14m以上15m未満		9,780円	
	長さ15m以上16m未満		10,920円	
	長さ16m以上17m未満		12,060円	
	長さ17m以上18m未満		13,200円	
長さ18m以上		14,340円		
7 修理ヤード	1隻1日につき		2,200円	
8 ビジター	長さ5m未満の船舶	日額	1艇につき 1,820円	
	長さ5m以上6m未満の船舶	日額	1艇につき 2,020円	
	長さ6m以上7m未満の船舶	日額	1艇につき 2,190円	
	長さ7m以上8m未満の船舶	日額	1艇につき 2,370円	
	長さ8m以上の船舶	日額	1艇につき 2,560円	
	10m桟橋	日額	1艇につき 3,220円	
	12m桟橋	日額	1艇につき 4,180円	
9 ロッカー		月額	1個につき 1,220円	
10 バーベキュー設備	利用時間2時間まで	1卓につき	4,070円	
	超過時間1時間	1卓につき	2,040円	

備考

- 「ディンギーヨット」とは、センターボードの上げ下ろしが手動でできる艇長5メートル未満のヨットをいう。
- 県外に住所を有する者が桟橋又は艇置場を使用する場合の金額は、金額の欄に掲げる額に当該額の100分の50に相当する額を加算した額とする。
- 「ビジター」とは、船舶の航行又は停泊を目的として、港湾法第34条において準用する港湾法第12条第5項の規定により公示された伏木富山港の新湊地区の新湊マリーナ泊地を利用しようとする者(3の項及び4の項に掲げる金額の対象となる特定マリーナ施設に係る富山県港湾管理条例第25条第1項の規定(平成18年4月1日施行)による許可を受けた者を除く。)をいう。
- 桟橋(10メートル桟橋、12メートル桟橋及び15メートル桟橋に限る)を使用する場合、(ビジターが当該桟橋を使用する場合を含む。)の金額は、停泊する桟橋の長さにかかわらず、この表の種別に応じ、当該桟橋の金額の欄に掲げる額とする。また、10メートル桟橋の係留可能艇は艇長12メートル未満の船舶、12メートル桟橋の係留可能艇は15メートル未満の船舶とする。
- 利用時間1時間未満の端数は、1時間として計算する。